

長野県がん検診検討委員会 委員 様

長野県健康福祉部長
(公 印 省 略)

市町村が実施する対策型がん検診に係る精密検査実施医療機関の一覧作成について（通知）

本県の健康福祉行政の推進に当たり、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
現在、市町村が実施する対策型がん検診に係る精密検査実施医療機関の一覧作成について、令和 5 年 10 月 12 日付 5 保疾第 596 号で通知したところですが、掲載要件の一部修正がありましたので、御承知願います。

記

1 現状

- (1) がん検診チェックリスト（市町村）の項目のうち「受診可能な精密検査機関名（医療機関名）の一覧」を達成できていない市町村が多い。
- ・市町村では、具体的な医療機関名を挙げるができない。
 - ・多くの市町村から検診を受託している長野県健康づくり事業団では県医師会に依頼しリストを作成しているが、大腸がん検診、肺がん CT 検診、乳房マンモグラフィ検診の 3 種類のみ。
また、他の検診機関に委託している市町村ではこのリストを配布することができない。
- (2) 本県の精密検査受診率は、目標値の 90%を達成できていない。

2 掲載要件等について

- (1) 公開開始時期（予定）が令和 6 年 4 月 1 日からのもの

【大腸がん検診】

○掲載要件（①～④全てを満たす）

① 必要に応じて生検を行うことができる。
②※ 機器（スコープ、生検鉗子）の洗浄・消毒（ないし滅菌）を検査毎に適切に行っている。
③ 年間 50 件以上の全大腸内視鏡検査を行う体制がある。
④ 年 1 回を目安に、長野県医師会が開催する「消化器検診研修会」に出席する。

※②について

- ・スコープの再生処理：高水準消毒薬による洗浄・消毒
(機能水も消毒効果の評価は不十分だが使用可)
- ・生検鉗子：超音波洗浄と滅菌（オートクレーブまたはエチレンオキシドガス）
または、ディスポーザブル生検鉗子

【肺がん検診】

○掲載要件（①～③全てを満たす）

- | |
|---|
| ① 高分解能 CT (HRCT) あるいは薄層 CT (TSCT) 撮影が可能。 |
| ② 肺がん診療の経験を有する医師により、病巣の大きさや濃度、形状の画像評価、病巣の経時的変化についての画像追跡及び比較検討ができる。 |
| ③ 検診機関で CT を受診した場合、症例の精検、治療、転帰を記録保管し、これらを当該市町村及び検診機関へ報告して成績集計調査等に協力できる。 |

○追加掲載の内容

以下、④、⑤を満たしている場合、その旨を名簿に掲載する。

- | |
|---|
| ④ 組織学的検査（気管支鏡検査、経皮針生検、CT ガイド下針生検、胸腔鏡下精検、外科的生検、等）にて確定診断を得られる。また、治療（手術、化学療法、放射線療法、等）を行える。
※組織学的検査、治療に関してはすべてを施行できる必要はなく、必要に応じて他院へ紹介可能であればよい。 |
| ⑤ NPO 法人肺がん CT 検診認定機構の施設認定を受けている機関で、その公表を希望する場合。 |

(2) 公開開始時期（予定）が令和7年4月1日からのもの

【胃がん検診】

○掲載要件（①～④全てを満たす）

- | |
|---|
| ① 必要に応じて生検を行うことができる。 |
| ②※ 機器（スコープ、生検鉗子）の洗浄・消毒（ないし滅菌）を検査毎に適切に行っている。 |
| ③ 年間100件以上の上部消化管内視鏡検査を行う体制がある。 |
| ④ 年1回を目安に、長野県医師会が開催する「消化器検診研修会」に出席する。 |

※②について

- ・スコープの再生処理：高水準消毒薬による洗浄・消毒
(機能水も消毒効果の評価は不十分だが使用可)
- ・生検鉗子：超音波洗浄とオートクレーブによる滅菌
または、ディスポーザブル生検鉗子

【子宮頸がん検診】

○掲載要件（①を満たす）

- | |
|--------------------------|
| ① コルポスコープによる狙い組織診を実施できる。 |
|--------------------------|

【乳がん検診】

○掲載要件（①～④全てを満たす）

① 施設は、NPO 法人日本乳がん検診精度管理中央機構（以下、精中機構）の施設画像評価で A または B 評価を受けている。（精中機構画像認定施設）	施設 (マンモグラフィ)
② 読影医師は、精中機構主催の読影講習会を受け、A または B 評価を受けている。（精中機構認定読影医）	医師 (マンモグラフィ)
③ 読影医師は、精中機構主催のデジタルマンモグラフィ講習会を受講している。	
④ 日本医学放射線学会の仕様基準を満たした乳房 X 線撮影装置を有する。	撮影装置 (マンモグラフィ)
⑤ 撮影技師（診療放射線技師）は精中機構主催の撮影技術及び精度管理に関する講習会を受け、A または B 評価を受けている。	技師 (マンモグラフィ)

○追加掲載の内容

以下、⑥～⑧については、満たしている場合、その旨を名簿に掲載する。

⑥ 日本乳腺甲状腺超音波医学会（JABTS）あるいは精中機構主催の乳腺超音波講習会を修了し、A または B 評価を受けている医師がいる。	医師 (超音波検査)
⑦ 精中機構主催の乳房超音波講習会を受け、A または B 評価を受けている診療放射線技師及び臨床検査技師がいる。	技師 (超音波検査)
⑧ 下記の二次精密検査医療機関に該当する場合。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 二次精密検査医療機関の要件 </div> (ア) 微細な石灰化病変に対する診断が可能なこと <ul style="list-style-type: none"> ・Mamotome、BD elevation 等による組織診（吸引式針生検） ・高解像度の超音波装置による超音波ガイド下の組織診 ・マンモグラフィまたは超音波誘導下にフックワイヤーを留置したのちの組織診 (イ) ごく小さな腫瘍性病変に対する診断が可能なこと <ul style="list-style-type: none"> ・高解像度の超音波装置による超音波ガイド下の組織診 (ウ) 乳癌学会専門医・認定医による診断がなされること。	

(問合せ先)

担 当 保健・疾病対策課 がん・疾病対策係 遠山

電 話 026-235-7150 (直通)

F A X 026-235-7170

メー ル gan-shippei@pref.nagano.lg.jp